

畜産物価格制度
(指定食肉・肉用子牛) の概要
生産局

平成23年3月

農林水産省

指定食肉(牛肉・豚肉)の価格安定制度の概要

- 食肉の価格安定制度は、農畜産業振興機構の需給操作等を通じて安定価格帯の幅の中に卸売価格を安定させることにより、価格の乱高下を防ぎ、消費者への食肉の安定供給を図るとともに、生産者の経営安定に資する。

◎ 価格安定制度の仕組み

機構の保管食肉の売り渡し
(輸入豚肉の関税減免措置)

(安定上位価格)

(安定基準価格)

①生産者団体の調整保管

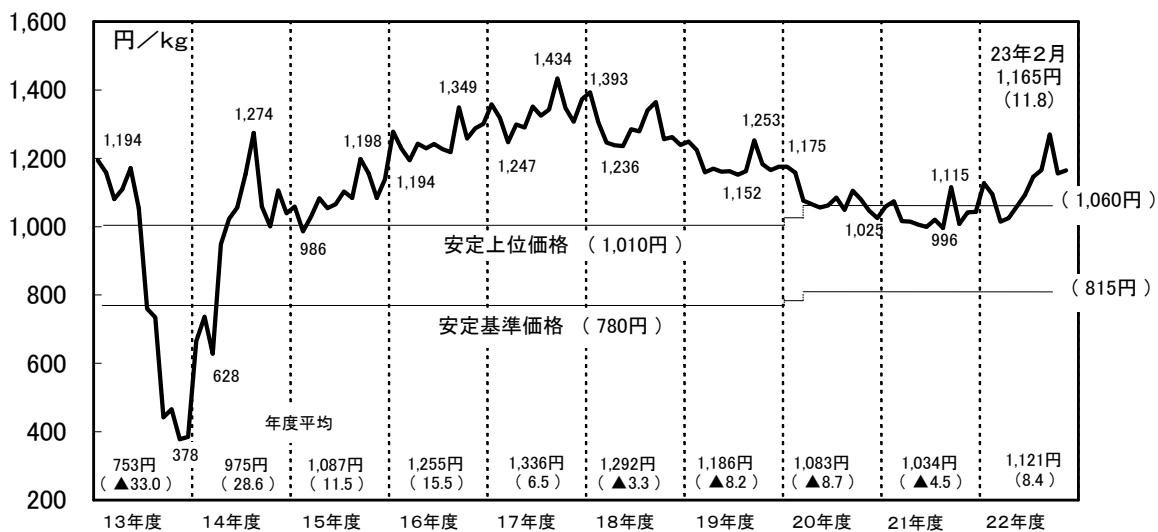
②機構の指定食肉の販売保管

◎ 指定食肉の安定価格(22年度)

(単位:円/kg)

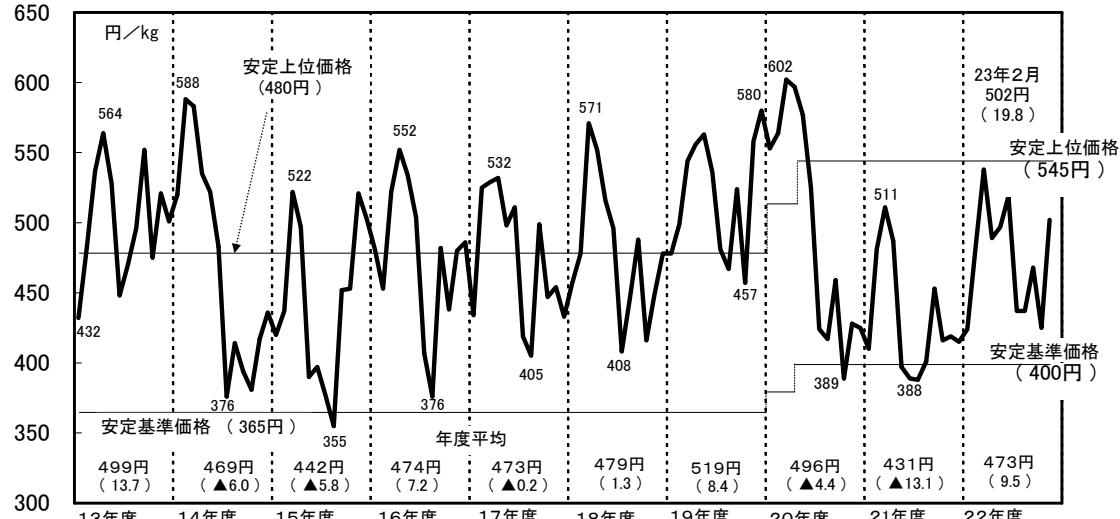
	牛肉	豚肉
安定上位価格	1,060(±0)	545(±0)
安定基準価格	815(±0)	400(±0)

◎ 牛枝肉卸売価格の推移(東京・大阪市場)



資料:農林水産省「畜産物流通統計」

◎ 豚枝肉卸売価格の推移(東京・大阪市場)



資料:農林水産省「畜産物流通統計」

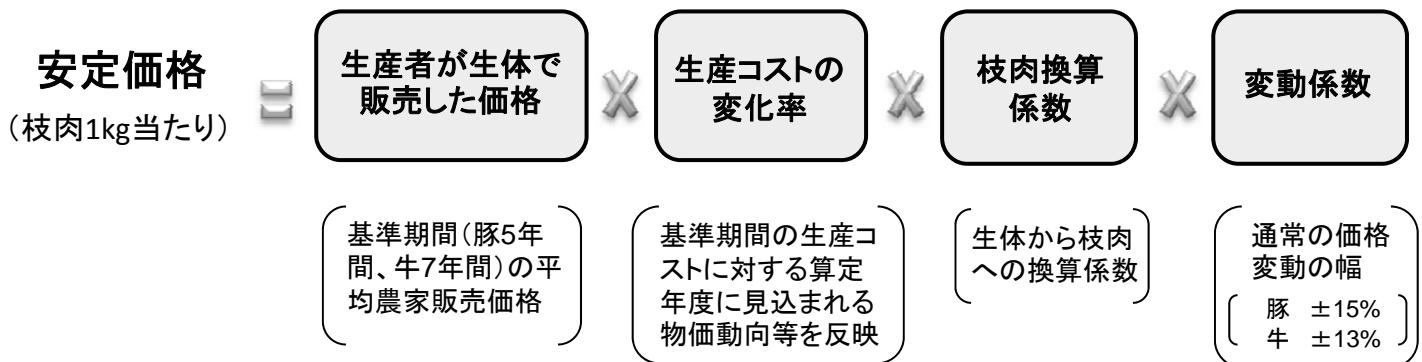
指定食肉(牛肉及び豚肉)の安定価格について

○ 指定食肉(牛肉及び豚肉)の安定価格

基本的な考え方 :

牛や豚の卸売価格は一定期間でその水準が一巡する特徴があるが、この一定期間の過去の販売価格で生産者の生産コストがまかなわれていたことに注目して、季節変動を加味して一年を通じて生産コストがまかなわれる牛肉・豚肉の卸売価格の範囲を算出する。

[算定方法]



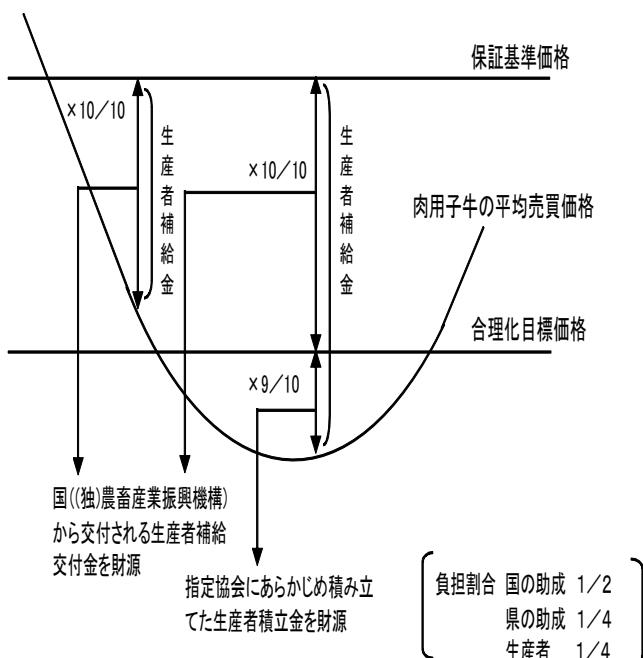
肉用子牛生産者補給金制度の概要

- 牛肉自由化の措置に伴い、導入されたもの(平成2年4月より)。
- 最近では、乳用種については平成19年度第2四半期から、保証基準価格を下回っており、また、「その他の肉専用種」についても平成21年度に保証基準価格を下回り、22年度においても生産者補給金を交付。

目的

肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付することにより、肉用子牛生産の安定を図る。

仕組み



補給金交付実績

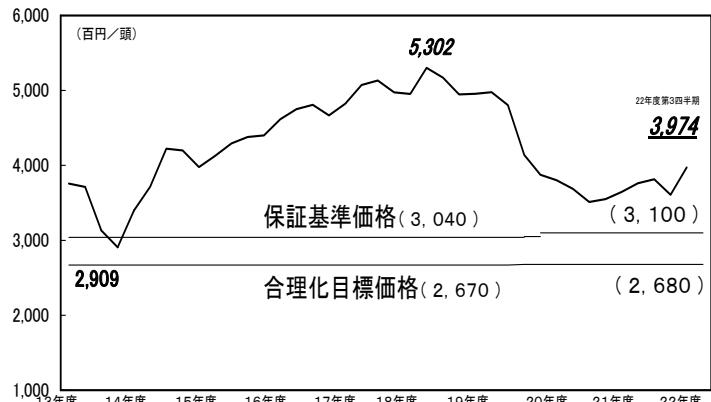
(億円)

年度	H13	14	15	16	17	18	19	20	21
交付額	325	187	244	175	26	7	29	110	71

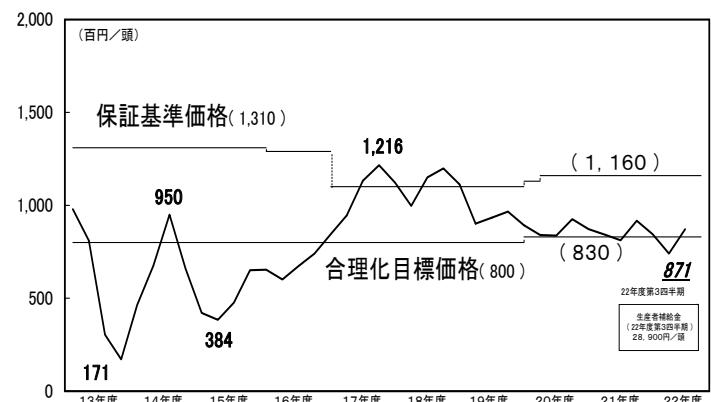
※予算年度

平均売買価格の推移

黒毛和種



乳用種



保証基準価格及び合理化目標価格 (平成22年度)

(単位:千円/頭)

	黒毛和種	褐毛和種	その他の 肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	310	285	204	116	181
合理化目標価格	268	247	142	83	138

肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格について

1. 肉用子牛の保証基準価格

基本的な考え方 :

平成3年の牛肉の輸入自由化の影響を緩和するため、輸入自由化前の農家販売価格の水準を維持し、子牛の再生産を保証する市場取引価格を、輸入自由化前の農家販売価格を基にその後の経済情勢の変化を加味して品種毎に算出する。

[算定方法]

保証基準 価格



注1:「基準期間」は牛肉の自由化前7年間(昭和58年2月～平成2年1月)に固定。

2:算定年度(23年度)に見込まれる生産コストについては、直近7年間(15年～21年度)の生産費の傾向に基づき算出。

2. 肉用子牛の合理化目標価格

基本的な考え方 :

外国産牛肉に対して競争力のある国産牛肉を実現するために、子牛から成牛までの肥育に必要な合理的な費用を勘案して、目指すべき子牛の市場取引価格を品種毎に算出する。

[算定方法]

合理化 目標価格

